

## 福知山市自治基本条例推進委員会（第3回）報告

〔日 時〕 令和元年7月16日（火）15：00～16：45

〔場 所〕 ハピネスふくちやま 多目的室

〔出席者〕 委員…7人、事務局…4人

### ■ 開会

### ■ 委員紹介（本年度変更のあった方）

#### （1）交代

	本年度委員	前年度委員
自治会長運営委員連絡協議会	土田 康輔	大西 利明
三和地域協議会	松下 正美	大槻 昭則

#### （2）辞退

	氏名	理由
公募市民	小松委員	市議会議員当選による

### ■ 前回のふりかえり

### ■ 議事

#### （1）審議会【第22条】にかかる運用の適正判断について

##### ① 適正判断の実施にかかる前提

- ・ 「法令」に委員の定めがあり公募をできないものについては、今回も検討の対象外とする。
- ・ 「専門的知識を必要とする」ということを理由に公募を実施していない審議会等について判断を実施する。
- ・ 市民公募委員と合わせて会議や議事録の公開状況も調査結果として情報提供されているが、会議の公開というのは、市民公募委員と違って、意見を言うことができない状態である。審議会場で意見を言って反映させることができる市民公募委員について考えたい。
- ・ 議事録については、ホームページへ掲載しているなど積極的に発信しているものを公開としている。市民の方からの公開の要求に関係なく、いつでも見られる状況となっている状態。

##### 【適正判断実施にかかる確認】

- ・ 法令によって委員が定められているものについては、今回の判断の対象外とし、専門的知識の必要性を理由に公募を実施していない件について判断をする。
- ・ 自治基本条例の主旨（原則、市民公募の実施による市民参画）をふまえた上で判断をする。

## ② 審議会等全体にかかる意見

### (ア) 「専門的知識を必要とする」を公募不可の理由とすることについて

- ・ 裁判員制度等は、まさに法の専門的知識が必要とされていたものであるが、一般の方に参加してもらっている。
- ・ 市民の中にも専門知識を持たれている方もいる。そのような方にも参加してもらうことができる。委員会組織が固定化されるのは良くない場合もある。条件をつけた上で、市民公募を実施していくことが適当であると考ええる。
- ・ 「学識経験者」と委員の要件にあるが、特段の定めは無い。担当課の判断により、専門的な知識や経験を重視して委員を依頼している。市としても委員選出の上で理由を明確にできることが大切であり、公募の条件とすることがよい。
- ・ 市民の常識や一般的な感覚が必要とされるものについては、公募を実施するなどし、最終的な判断は専門家に任せるなどといった方法も考えられる。

### (イ) 「個人情報」を公募不可の理由としていることについて

- ・ 守秘義務をどう考えるかが大切な部分である。裁判員制度も当然個人情報を扱っているものであるが、一般市民が参加していることから検討する必要がある。

### (ウ) 公募における条件付について

- ・ 完全にフリーな公募というのは難しい場合もある。例えば利害関係者が参加されるのはよくないことも考えられるし、まったく知識がなく感情だけで参加されても困ることも考えられる。無条件の公募ではなく、有効な市民参加を進めるためにも、一定の条件付与は可能かと考えられる。
- ・ 市民公募についても、一定の知識や経験を委員条件として実施することが考えられる。公募の段階で、条件付与の理由が明確なものとして公募を実施するようにしてもらいたい。
- ・ 本推進委員会の委員も審査をしていて、提出したら絶対委員となるわけではない。
- ・ 市民公募をする上での条件として、特に個人情報を扱うことは多いので、守秘義務は必要である。本委員会も守秘義務を規則で設けている。
- ・ 条例でなく、内部規則で設けているというが、法的な拘束力はそこには発生しない。そのため、守秘義務を強めるためにも、市民参画にかかってなにかしらの条例に規定されるのが望ましいと考える。

### (エ) その他

- ・ 他市において審議会等への市民公募の状況はどうなっているか少し調べてみたが、福知山市が実施していないものにおいても、公募を実施している状況は見られた。また、公募をしていない審議会等の一覧と理由を公開している自治体もあった。市によって対応はさまざま。
- ・ 公開状況においても、個人の処遇を決められるような場合は公開していないなどの状況が見受けられた。
- ・ 条例を実現化している自治体における公募を実施している事例とともに所管課

へ今回の内容を返して検討してもらいたい。

- ・ 共有する情報として、自治基本条例が制定されている自治体が1,741自治体中約370自治体。神奈川県のみが県として制定している。富山市は59.7%の審議会が公募している状態。審議会の市民公募実施率を高めようとするのであれば、行政の中での周知も必要。条例の浸透を各課にさせてほしい。
- ・ 自治基本条例の施行とともに、審議会等への市民公募委員の次期改選時に検討するものが増えてきた。本年度、条例の周知にかかって職員を対象としたものの実施も考えている。行政の中でも条例の理解を深めていきたい。

### ③ 個別の審議会等にかかる意見

【法令遵守審査会、行政改革推進委員会、まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議、公務災害補償等審査会、公務災害補償等認定員会、公立大学評価委員会】

- ・ 本委員会での全体的な意見を踏まえた上で、各所管課の判断をあおぐ。

【文化財保護審議会】

- ・ 専門性がないと助言など難しい内容かと考える。ただし、市民の中にも専門性に長けている人などもいたりするので、必ずしも市民公募を拒否する理由にはならないかと考える。会の内容とともに、担当課に判断していただきたいと考える。

【市展運営委員会、ジュニア文化賞選考委員会】

- ・ 個人情報も理由に含まれているが、選考にかかる手法を考えれば問題はない。市民の一般的な感覚を取り入れてもよいと考える。

【スポーツ賞選考委員会】

- ・ スポーツ全体の専門家はいないだろう。特定の分野の話だけをするのではないのだから、広くスポーツに興味がある方、する方といった市民に参加してもらえばよいと考える。

【入札制度改革等検討委員会、入札監視委員会】

- ・ 市として公正な入札制度を考えていくためにも、市民の方に入ってもらふ必要があると考える。
- ・ 守秘義務は必要だろうし、一定の専門知識や現在の制度への認識があることは必要かと考える。特に現段階の制度の説明は必要だろうし、その分の手間はあるかもしれないが、契約行為というのは市のお金をどのように使うかに関わってくるので、市民公募をする価値があると思う。
- ・ 市としても、会議や議事録の公開まではしている。意見を言える状態ではないかもしれないが、難しい部分もあるかもしれない。

【指定管理者選定等委員会】

- ・ 利害関係があるので、公募にそぐわないと考えられる。

【指定管理者制度第三者評価委員会】

- ・ 評価が目的なので、市民の方が入ってよいと思う。ただし、利害関係が生じる

と思われる方は除かなければならない。

#### 【固定資産評価審査委員会、老人ホーム入所判定委員会】

- ・ 公募を実施するにしても、専門性を有していることは必要な条件になると考えられる。
- ・ 老人ホーム入所判定委員会は、市民が入るのは難しそうな部分かとも思う。参加の方法ではないが、公正な判定を進めるうえでは、会議を公開するというのはいいかも。また、傍聴者にも議長が必要に応じて意見を求めることができるといった方法を検討してもよい。

#### 【休日急患診療所運営協議会】

- ・ 公募可能と考える。利用する側の思いが意見として出される必要があると思う。

#### 【行政不服審査会】

- ・ 行政への信頼を高めるためにも、市民の目が必要になるのではないだろうか。
- ・ 同じような制度として、住民は監査請求ができる。市の第三者機関である監査委員事務局が監査をする。
- ・ 監査請求は裁判を起こすために実施されているケースが多い。監査請求では覆らないという前提で請求をして、裁判で判断を覆すということが現状である。
- ・ 役所もミスはする。市民公募を実施することで、市民の意見も確認し、信頼を損なうことがないように対応して欲しい。
- ・ 専門性が必要ということであれば、条件付の公募を考えて欲しい。

#### 【有償運送運営協議会】

- ・ 必要性を判断する上でも地域の声は必ず必要であると考え。市民の意見を共有して欲しい。

#### 【医師養成確保奨学金等貸与決定審査会】

- ・ 市民が入っても何もできないので不要。

#### 【まとめ】

- ・ 原則、市民公募の実施を求める。
- ・ 裁判員制度等、専門性の高い分野に市民が参加し、一般的な判断を求められている。一般市民の意見も必要とされる審議会等においては、公募の実施を進めてもらいたい。
- ・ 市民公募を実施する上では、審議会等の性質上、専門性の高い者でなければならないことも考えられ、募集の際に条件として付与する必要がある。
- ・ 審議会等において委員が、守秘義務を負い、遵守することは大切。委員会の要綱で定められている場合もあるが、条例等で守秘義務に重きをおいてもらうことが望ましい。
- ・ 利害関係が生じる場合は、その者を除いたり、公募を実施しなかったりすることが考えられる。

## (2) 検討テーマの絞込み

- ・ 条例推進委員からの意見に対する回答をいただいているが、これについては、本委員会が専門的に取り組んでいく内容でもないため担当課でも取組みなど検討いただいたということで、終結させる。
- ・ 次回テーマについては、事務局と委員長・副委員長で検討いただいたものを提案してもらうようお願いする。

### 【まとめ】

今回の検討テーマについては、委員長、副委員長及び事務局との協議のもとで提案する。

## (3) その他

- ・ 有償運送の話などは、本当に過疎地の方にも入ってもらったり、市街地でもバスが通っていない地域の方などから意見をもらえたりすればよいと思う。
- ・ 市民の意見が条例や法令を変えることもある。有償運送などの部分では、地域の問題解決のために法律が変わってきたことでできるようになった。運転免許も返納が叫ばれてきたが、住民の声により、今は免許の条件付けを考えるようになっている。豊かな生活のために法律が変わることもある。
- ・ スポーツ施設の使用料については、子どもも大人と同じ料金を支払っている現状がある。その変更を求めたが、条例で定められているということを理由にされた。条例を変えるということも柔軟に行政には考えて欲しい。

## 6 次回予定

- ・ 11月か12月に実施予定。